

任意退学について

1. 任意退学とは

任意退学とは、疾病、経済的事情、学習意欲低下などを理由とする学生本人の願い出による退学のことです
(参考) 任意退学以外には、学費未納、在学年数満了などを理由とする「措置退学」と、懲戒による退学処分である「懲戒退学」が定められています。

2. 退学手続について

任意退学を希望する場合には、以下に従い手続を行ってください。

<申請方法>

- ①教育学部事務所で退学願（所定用紙）を入手後、必要事項を記入。
- ②各学科・専攻・専修主任と各自で連絡を取り、退学届に署名・捺印を得る。
*教員の連絡先は「授業ガイド」巻末を参照のこと。
- ③教育学部事務所に退学願および学生証を提出する。（郵送可。）

<結果通知>

教授会での承認後、教育学部事務所より保証人宛に退学許可通知を送付。

3. 退学願提出日と学費

本学学則で定められているとおり、当該学期の所定学費が納入済でなければ退学願を提出する（願い出により退学する）ことはできません。また、入学した年度の春学期中に退学する場合には、すでに納入された入学年度春学期分の学費は返金できません。

※1 学則第59条で「学年の途中で退学した者でも、その期の学費はこれを納めなければならない」

なお、退学願提出日によって以下のとおり学費の取り扱いが異なります。

【春学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	4月1日～4月14日	4月15日～9月19日	9月20日
退学日	3月31日（※2）	退学願提出日	9月20日
春学期分学費	免除	所定額	所定額
秋学期分学費	—	免除	免除

※2 当該年度に入学した学生の場合には、退学日＝退学願提出日

【秋学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	9月21日～9月30日	10月1日～翌年3月31日
退学日	9月20日	退学願提出日
春学期分学費	所定額	所定額
秋学期分学費	免除	所定額

【注意】学費引き落とし停止手続について

当該学期分学費の口座振替予定日の約1ヶ月前以降に退学を申請された場合、口座振替が実施される可能性があります。その場合には、口座振替解約の手続きと共に、金融機関にて口座振替停止の手続きを行ってください。

4. その他

- ・奨学金を受給している場合には、奨学課または学部事務所にて所定の手続きをしてください。
- ・Waseda-net メールアドレスは、正式に退学が承認された後に使用できなくなります。
- ・退学証明書は、正式に退学が承認された後に発行可能となります。

以上

◆◇お問い合わせ先

早稲田大学 教育学部事務所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

TEL: 03-3202-2379 FAX: 03-5273-4435 E-mail: school-of-education@list.waseda.jp